

小型機船底びき網漁業の許可について

令和3年1月27日

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業を認可すべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 小型機船底びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類 (地方名称)	操業区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	船舶の数	漁業を営む者 の資格
えびこぎ網 漁業	亀笠島東端、高見島 東端及び佐柳島北 端を結ぶ線から以東 の香川県海面	1月1日から 12月31日まで	48kW以下 (旧15馬力 以下)	5トン 未満	1	高松市瀬戸内に 漁業の根拠地を 有する者
板びき網漁業	小豆島北部の香川県 海面（別紙図面）	4月1日から 12月31日まで				
板びき網漁業	播磨灘南部の香川県 海面（別紙図面）	6月1日から 12月31日まで				

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年1月27日～同年2月2日

(3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和4年3月31日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 関係漁業者間の協定を厳守しなければならない。

(イ) えびこぎ網以外の漁具を使用してはならない。(えびこぎ網漁業)

(ウ) 石よけを装着した漁具を使用してはならない。(えびこぎ網漁業)

(エ) たこつぼなわ、延なわ漁業者と協定のうえ操業しなければならない。(板びき網漁業)

(オ) 操業時間は別表のとおりとする。(板びき網漁業)

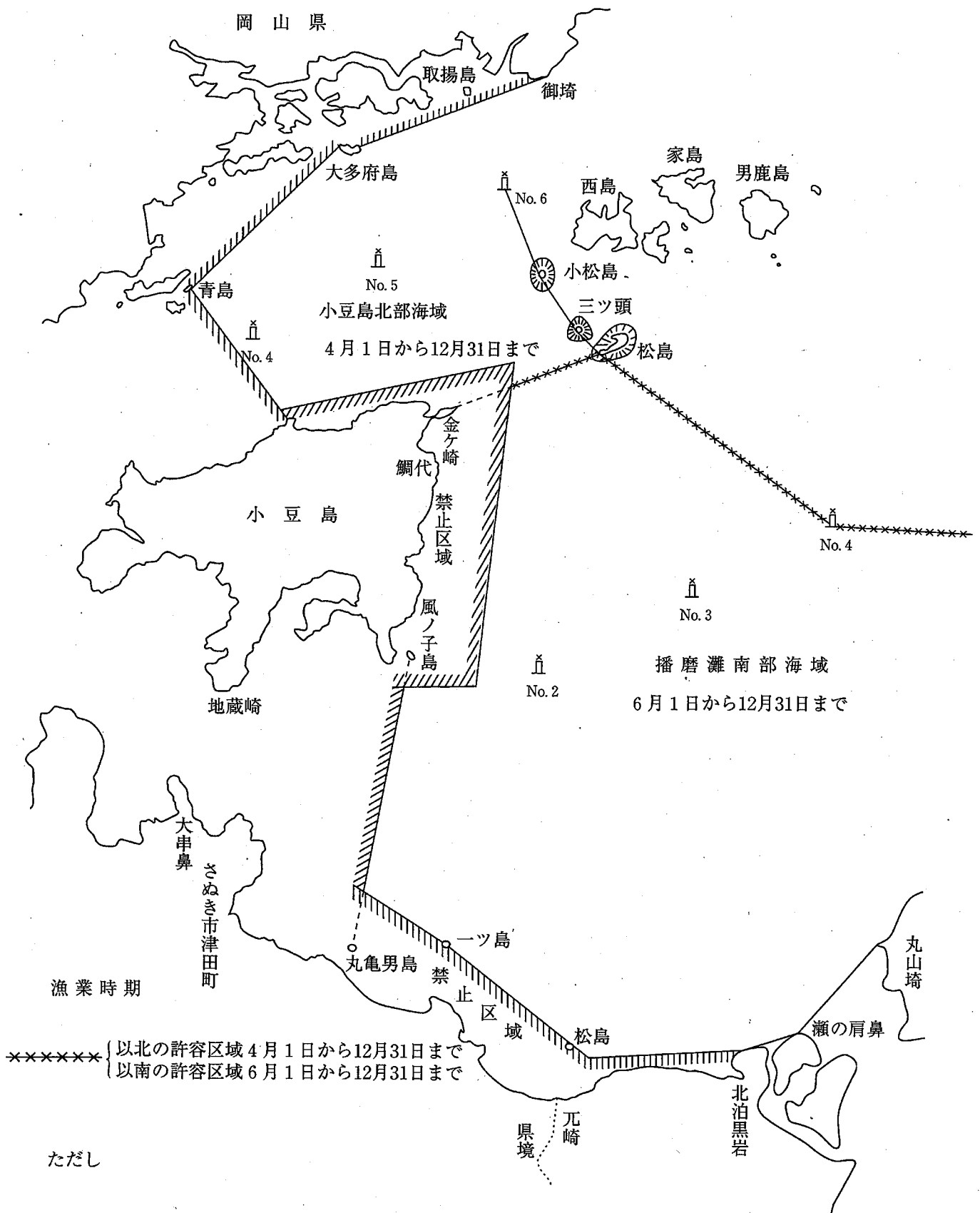
(カ) 開口板は縦124センチメートル、巾60センチメートル以内の板を使用しなければならない。

(板びき網漁業)

(別表) 板びき網漁業の操業時刻表

月	操業開始時刻	操業終了時刻
1月	6:00	18:00
2月	6:00	18:00
3月	5:00	19:00
4月	5:00	19:00
5月	4:00	20:00
6月	4:00	20:00
7月	4:00	20:00
8月	4:00	20:00
9月	5:00	19:00
10月	5:00	19:00
11月	6:00	18:00
12月	6:00	18:00

板びき網漁業区域および漁業期間



1. たい・さわら枺網・定置網漁業の漁期中は漁具から1,000メートル以内で操業してはならない。